

(「松江市電子図書館システム導入業務委託」プロポーザル実施要領 別紙2)

「松江市電子図書館システム導入業務委託」  
プロポーザル評価基準書

令和8年4月

## 目 次

1.	本書の目的.....	1
2.	選定の主体.....	1
3.	選定方法.....	1
4.	評価基準.....	1
4.1	評価項目.....	1
5.	優先交渉権者の決定.....	2
6.	その他.....	3

## 1. 本書の目的

本評価基準書は、「松江市電子図書館システム導入業務委託」のプロポーザルにあたって「松江市電子図書館システム導入業務委託プロポーザル実施要領」に基づき提案者の審査、第一優先交渉権者（最高得点者）および次点交渉権者（契約候補者）の選定に必要な事項を定めるものとする。

## 2. 選定の主体

優先交渉権者の選定は松江市が設置する「松江市電子図書館システム導入業務委託」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

審査委員会は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、優先交渉権者を選定する。

受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

## 3. 選定方法

参加資格要件を満たしている提案者において、提案者から提出される企画提案書等の内容で審査を行い、優先交渉権者を選定する。

書類審査を実施する。書類審査を一次審査とし、一次審査を通過した事業者のみがプレゼンテーションへ参加できるものとする。

審査にあたっては、提案書等に加え実施するプレゼンテーション及び質疑応答での内容を審査の評価対象とする。

次項に定める評価基準により、各委員が採点を行う。これによる合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉権者、合計得点が次点のものを次点交渉権者として選定する。

なお、各委員の合計得点が満点の6割に満たない場合は優先交渉者を選定しない。

## 4. 評価基準

### 4.1 評価項目

各項目の評価内容は以下のとおりとする。

表 4.1 評価項目

(1). 1次審査（書類審査）※事務局で実施

	項目	評価内容
1	初年度価格	・ サービス利用料、電子書籍利用料、サポートの価格が適正となっているか
2	2年目以降の価格	・ サービス利用料、サポートの価格が適正となっているか
3	機能要件	・ 機能要件、非機能要件の対応状況

(2). 2次審査（1次審査での書類審査+プレゼンテーション審査）

	項目	評価内容
1	一次審査結果	・ 価格、機能要件
2	基本的な考え方	・ 基本方針及び取り組み姿勢 ・ 今後の展開についての考え方 ・ リスク管理、危機管理に対する体制や対策、考え方
3	業務等の実績	・ 他の自治体において同種の業務についての実績はあるか
4	業務実施体制	・ 本業務を円滑に遂行するための資格・経験を有する適切な人員体制が整っているか
5	システムの 使いやすさ	・ 利用者が蔵書検索、試し読み、予約管理などにおいて使いやすい提案であるか（アプリの有無・予約確保通知など） ・ サイトデザインは見やすいものであるか（操作性・UI・アクセシビリティ）
6	導入スケジュール・ 運用・サポート	・ 業務工程表の事業計画が無理なく効率的なものであるか。 ・ 市側の作業負担軽減について考慮されているか。 ・ 職員研修等やマニュアル作成等のサポート体制について妥当な内容か。 ・ 利用者の問い合わせ対応はどのような手法か。
7	コンテンツの充実度	・ 電子書籍のコンテンツ数 ・ 有期限コンテンツライセンス終了後、蔵書数確保に関し、本市負担が軽減する提案があるか。 ・ 音声読み上げ、画面拡大による自動改行対応コンテンツ等、読書バリアフリーに資するコンテンツの対応数。
8	利用促進・学校での 活用	・ 障がい者や高齢者等の利用促進の実施や支援方法が提案されているか。 ・ 小中学生や高校生の利用率向上に向けた提案があるか。 ・ 小中学校や高校での有効的な活用について具体的な提案があるか。
9	独自性	・ 人口減少や都会と地方の経済格差が広がる中、国の動向や本市の現状と今後の図書館運営の課題を踏まえ、独自性、優位性が明確な提案となっているか。

5. 優先交渉権者の決定

松江市は、審査委員会による選定結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の各評価で1位の数が最も多い者を第一優先交渉権者とする。（合計得点が最も高くかつ1位の数も同数の場合は、審査委員会の委員の合

議により審査を行い決定する)

## 6. その他

このほかに必要な事項がある場合には、審査委員会が別途定めることとする。